

諮問第138号の答申
建築着工統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第138号による建築着工統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和元年12月12日付け国総情建第136号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「建築着工統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 補正調査の見直し

（ア）調査の名称の変更

本申請では、本調査のうち「補正調査」の名称を「建築工事費調査」に変更する計画である。

これは、統計委員会の「平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年3月31日。以下「平成28年度下半期審議報告書」という。）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）の指摘を踏まえ、調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表した名称に変更するものであり、適当である。

（イ）報告者の選定方法等の変更

本申請では、補正調査の報告者の選定方法等について、表1のとおり、変更する計画である。

表1 報告者の選定方法等の見直し

	現行計画	変更案
調査対象数	約5,000 (回答数ベース)	約10,000 (試験調査の回収率等の状況を踏まえ、調査対象数を変更。回答数は、約5,000以上を見込む)
抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・層化二段無作為抽出 ・抽出単位： 1 段目：市区（固定） 2 段目：建築物（層化抽出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・層化無作為抽出 ・抽出単位：建築物 ※工事費予定額20億円以上は全数調査
層化基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（47区分） ・建築物の構造（木造・非木造） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造（木造・非木造） ・工事費予定額階級（1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上の3区分）
抽出作業	都道府県職員がそれぞれの都道府県の抽出率に従って抽出	国土交通省職員が建築物着工統計調査等の情報から抽出
標本配分法	層別に抽出率を設定（1/10～1/100）	工事費予定額によるネイマン配分（20億円以上は全数調査）
集計結果の推計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単純集計 ・工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出率及び回収状況等を加味した線形推定及び比推定 ・工事実施額を直接推計

これらについては、第Ⅲ期基本計画や統計委員会の「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日。以下「統計精度検査報告書」という。）の内容を踏まえ、統計の正確かつ安定的な作成・提供に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、本調査の結果の利活用促進等の観点から、利用者に対し、層別の抽出率等、抽出方法に関する情報を提供することが必要である。

また、全数調査の範囲（工事予定額20億円以上）や層化基準（工事予定額1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上の3区分）及び層別の抽出率の設定については、今後、実際のデータにより定期的に検証し、必要に応じて見直しの検討をすることが必要であることを指摘する。

（ウ）調査方法の変更

本申請では、補正調査の調査方法について、これまで都道府県職員が竣工時に実際にかかった費用（工事実施額）等を現地調査により把握（他計調査）していたところ、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式による自計調査に変更する計画である。

これについては、上記（イ）のとおり、報告者を国土交通省が直接選定する方法に変更することを踏まえたものであり、都道府県の事務負担の軽減が図られることから、おおむね適当である。

ただし、調査業務の民間委託に当たっては、結果精度を確保するため、各層において十分な回答数が得られるよう、回収率の向上に努める必要がある。

また、本調査の調査結果が広く利活用されていることを踏まえると、安定的な調査の実施や結果の提供等が必要であることから、調査の実施後において、今回の変更による実施状況の確認や調査結果への影響分析を行うことが必要であることを指摘する。

(エ) 調査事項等の変更

a 調査事項の追加・削除

本申請では、補正調査の調査事項について、建築工事届の工事完了予定期日と完了時期の乖離を把握できるよう、「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加するとともに、これまで把握していた「工事実施額」の内訳である「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」を削除する計画である。

これらについては、平成28年度下半期審議報告書における「補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある」との指摘を踏まえるとともに、相対的に必要性が低下している調査事項を削除することで、報告者負担の軽減にも資することから、適当である。

b 調査票の様式の変更

本申請では、調査票の様式を全面的に変更することを計画している。

これについては、回答欄が大きいなど、報告者が記入しやすい様式となっていることから、おおむね適当である。

ただし、変更後の調査票の様式は、調査対象となる建築物を特定するための欄等が設けられておらず、誤報告の発生や審査業務への影響が懸念されるため、調査票に調査対象の建築物が特定できる情報を明記する等、円滑な調査の実施に向けた適切な措置を講じる必要がある。

(オ) 集計事項の変更

a 都道府県別集計の廃止

本申請では、上記(イ)のとおり、これまでの都道府県別の標本設計を取りやめることに伴い、補正調査における都道府県別の集計を廃止する計画である。

これについては、統計精度検査報告書において、既に都道府県別集計結果の廃止を許容する旨の提言をしており、これに沿った対応であることからやむを得ない。

ただし、統計精度検査報告書においては、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する意義はないか引き続き検討する必要がある旨の指摘があることを踏まえ、地域別集計等の利用ニーズの確認、地域別の傾向の相違の有無や地域別集計等を行った場合の精度の確認といった検証を行うことが必要であることを指摘する。

b 補正調査の全面的な見直しに伴う集計事項の見直し

本申請では、補正調査の全面的な見直しに伴い、新たに構造別及び工事費予定額階級別に「工事実施床面積」及び「工事実施額」を集計する計画である。

これについては、利用者のニーズを踏まえたものであり、おおむね適当である。

ただし、本申請では、上記(エ) aのとおり、今回、調査事項に「工事の着工日」及び「工事の完了日」の追加を計画しているものの、これらの調査事項を用いた結果の集計は行わないとしていることについては、本調査が報告義務を課して調

査事項の報告を求めていることから、工事の予定期間と実際の期間との差を集計する等、今回追加した調査事項を活用した集計結果を公表する必要がある。

(カ) 公表時期の変更

本申請では、補正調査の公表時期を「調査年の翌年4月末までに公表」から「調査年の翌年9月末までに公表」に変更する計画である。

これについては、調査方法の郵送・オンライン調査への変更に伴い、平成30年度に実施した試験調査の実査状況等を検証したところ、調査票の回収、督促、審査等、結果精度の確保に必要な業務の実施期間を確保する必要があること、また、結果の利活用上の影響も小さいことからやむを得ない。

イ 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項の一部変更

本申請では、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項のうち、調査結果の時系列比較ができない等、現時点で利活用に乏しいものを削除する計画である。

これについては、現行計画では、東京都特別区部や政令指定都市別の集計等が含まれる等、地域区分が非常に詳細なことから、秘匿措置等が多くのセルで発生しており、利用者にとって利活用が困難となっている状況がみられることを踏まえたものであるため、やむを得ない。

ただし、国土交通省は、引き続き、利用者のニーズを十分に把握し、必要に応じて特別集計を行う等、積極的な情報提供を図る必要があることを指摘する。

2 第Ⅲ期基本計画の指摘への対応状況について

本調査については、第Ⅲ期基本計画において、次のとおり検討事項が掲げられている。

表2 第Ⅲ期基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得る(略)	国土交通省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。(略)	国土交通省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。

これらについては、上記1(2)アの「(ア) 調査の名称の変更」及び「(イ) 報告者の選定方法等の変更」において確認したとおり、国土交通省の対応はおおむね適当である。

3 今後の課題

(1) 標本設計の閾値等の検討

全数調査の範囲（工事予定額20億円以上）や層化基準（工事予定額1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上の3区分）及び層別の抽出率の設定については、実際のデータにより定期的に検証し、必要に応じて見直しの検討をすること。

また、下記（3）の検証の結果も踏まえ、必要に応じて標本設計そのものの見直しの検討をすること。

(2) 調査方法の変更による影響分析等

建築工事費調査については、今回の変更による実施状況の確認や調査結果への影響分析を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しの検討をすること。

(3) 集計事項の充実に向けた検討

地域別集計等の利活用ニーズの確認、地域別の傾向の相違の有無や地域別集計等を行った場合の精度の確認といった検証を行い、集計事項の充実や特別集計による結果の提供を図る可能性がないか検討すること。